

南関東防衛局公正入札調査委員会設置要領を次のように定める。

平成19年9月1日

南関東防衛局長 齊藤 敏夫

南関東防衛局公正入札調査委員会設置要領

改正 平成24年7月9日 南関東防衛局達第4号
改正 平成25年8月30日 南関東防衛局達第5号

(設置)

第1条 南関東防衛局が発注する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）、測量及び建設コンサルタント等業務（以下「工事等」という。）並びに物品の製造、物品の購入、役務及び物品の売払（以下「物品等」という。）に係る入札の公正を期し、談合情報又は談合疑義事実に対して、よりの確な対応を行なうため、南関東防衛局に南関東防衛局公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 調査委員会においては、工事等及び物品等に係る談合情報又は談合疑義事実に関して、次の事務をつかさどる。

- (1) 談合情報に係る内容の把握及び信憑性の審査に関すること。
- (2) 談合情報に係る調査の要否及び調査内容の審査に関すること。
- (3) 談合情報に係る調査の実施に関すること。
- (4) 談合情報に係る調査結果及び当該調査結果を踏まえた入札手続等の取扱いの審査に関すること。
- (5) 談合疑義事実に係る認否の審査及び調査に関すること。
- (6) その他前各号に付随する事項に関すること。

(構成等)

第3条 調査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、支出負担行為担当官をもって充てる。

3 委員は、南関東防衛局次長、総務部長、総務課長、会計課長、契約課長、地方調整課長、調達計画課長及び業務課長並びに委員長が指定する者をもって充てる。

4 前項に定める者のほか、委員長は、審査対象案件に応じて調査委員会の事務を処理するために必要な者を随時に委員に指名することができるものとする。

(会議)

第4条 調査委員会は、必要に応じて随時委員長が会議を招集するものとする。た

だし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、回議をもって会議に代えることができるものとする。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 調査委員会の庶務は、契約課において処理する。

(雑則)

第7条 この達に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成24年南関東防衛局達第4号)

この達は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成25年南関東防衛局達第5号)

この達は、平成25年9月1日から施行する。